

専門課程美容科の企業等との連携について

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

学校の教職員と外部団体及び事業を営んでいる等業界の第一線で活躍している兼任教員が、授業内容の改善を図るために教育課程編成を行う。今回、新設した教育課程編成委員会においては、外部からの意見を、授業に反映させることを目的としている。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け

教務規定において、教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めることと位置付け、次の事項について、教育課程編成委員会規則の第2条の定めにより、審議を行う。

- ①業界における人材の専門性等の動向
- ②国又は地域の産業振興の方向性
- ③実務に必要な最新の知識・技術・技能
- ④その他、教育課程の編成に関連する事項

（3）教育課程編成委員会等の開催頻度等

平成27年度の開催日	第1回	平成27年	9月	11日	13:00~14:30
	第2回	平成28年	2月	9日	13:00~14:30

（4）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

教育課程編成委員会にて出された意見を集約し、授業運営に反映することが適切であると判断した場合には、教育課程の編成に反映させることとした。

今年度の具体的な活用として、モデルとして活躍している卒業生との提携の方法や授業への活かし方を模索し、教育課程編成に盛り込むこと、高校生等をヘアショーに招待すること、サロンにおける実践的なコミュニケーション能力の向上を図る内容を授業に盛り込むことを決定した。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）企業等との連携による実習・演習等の基本方針

美容師や美容関連業において、外部団体や関連企業が主催する各種検定の取得、総合的な美容技術を習得するために、関連する団体や企業で活躍している兼任教員及び認定講習を修了した専任教員により実習や演習等を行う。

学生については、卒業年次にヘアショー（卒業制作）を行うために、企業に準備段階から学生への指導を通して、関与してもらっている。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

(フィニッシュ (ステージヘア&ファッション))

卒業年次にヘアショー (卒業制作) を行うために、企業に準備段階から学生への指導を通して、関与してもらう。

(カット (アドヴァンス))

TONI & GUY ベーシックコースの認定講習を修了した専任教員により、TONI & GUY の教材等を使用して、高度なカット技術を身に付け、カット (アドヴァンス) では、ディプロマの資格取得を目指す。

(基礎メイク、メイクアップ検定対策 (2級))

日本メイクアップ連盟が行うメイクアップ検定 1 級を取得した専任教員により、日本メイクアップ連盟の教材を使用して、基礎メイクでは、全員がメイクアップ検定 3 級の取得を目指し、メイクアップ検定対策 (2 級) では、メイクアップ検定 2 級の取得を目指す。

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究 (以下「研修等」という。) の基本方針

教員については美容技術を高水準に保つために、関連企業及び団体が定める技術基準を習得するため、定期的に関連企業や団体が主催する講習及び認定試験を受けている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

関連企業及び団体が定める技術基準を習得するため、定期的に関連企業や団体が主催する講習及び認定試験を受けている。

平成 26 年度実績 20 名 参加

② 指導力の修得・向上のための研修等

指導力の修得・向上のため、定期的に関連企業や団体が主催する講習を受けている。

平成 26 年度実績 5 名 参加

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

関連企業及び団体が定める技術基準を習得するため、定期的に関連企業や団体が主催する講習及び認定試験を受けている。

平成 27 年度計画 8 名 参加予定

② 指導力の修得・向上のための研修等

指導力の修得・向上のため、定期的に関連企業や団体が主催する講習を受けている。

平成 27 年度計画 7 名 参加予定

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

よりよい学校運営を実現するために、学内のみならず、学校の運営に関わりのある企業や学校関係者から、学校運営に関する様々な意見や提案を頂き、学校経営の改善に役立てることを目的とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	学校の理念・目的・育成人材像、学校の特色、学校の将来構想
(2) 学校運営	運営方針、事業計画、組織運営・意思決定機能、人事制度の整備、業務の効率化
(3) 教育活動	教育目標・育成人材像、教育到達レベルの明確化、カリキュラムの編成、授業の評価体制、成績評価・単位認定の明確化、資格取得の指導体制
(4) 学修成果	就職率の向上について、資格取得率の向上について、退学率の低減について、卒業生等の社会的な活躍及び評価の把握
(5) 学生支援	学生に対する日常生活・就職・経済面等に対する支援体制、学生の健康管理、保護者との連携体制、卒業生への支援体制
(6) 教育環境	施設・設備の整備、学外実習・インターンシップ・海外研修等についての教育体制、防災に対する体制
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動の適正化、教育成果の正確な伝達、入学選考の適正性・公平性、学納金の妥当性
(8) 財務	財務基盤について、予算・収支計画の妥当性、会計監査の適正性、財務情報公開の体制整備
(9) 法令等の遵守	法令の遵守、個人情報保護の確保、自己点検・自己評価の実施と改善
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献について、ボランティア活動の支援
(11) 国際交流	留学生の受入れ等について

(3) 公表方法・公表時期

☐ホームページ☑ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他 () ()

<http://hbs.ac.jp>

(4) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者にて出された意見を集約し、学校運営に反映することが適切であると判断した場合には、学校運営に反映させる。

今年度の具体的な活用として、学生が担任以外にも相談ができるよう相談窓口を設けた。姉妹校と課外ゼミを共有することとした。来年度のヘアショーの開催を決定し、高校生等をヘアショーに招待することを決定した。今年度、学生に対して行ったコンプライアンスセミナーを来年度も開催することを決定した。

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
より開かれた学校経営や現在の教育活動を企業等の学校関係者により理解を深めてもらうために、学校のホームページ等へ情報を公開する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育・人材育成の目標及び教育指導計画、校長名・所在地・連絡先
(2) 各学科等の教育	入学者に関する受入れ方針及び入学者数、カリキュラム、進級・卒業の要件等、取得を目指す資格・合格を目指す検定等、資格取得等の実績、卒業生数・卒業後の進路等
(3) 教職員	教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実習・実技等の取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況、課外活動
(6) 学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の取扱い、活用できる経済的支援措置の内容等
(8) 学校の財務	貸借対照表等
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果及び評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

(3) 情報提供方法

〔ホームページ〕 ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他 () ()

<http://hbs.ac.jp>

事務担当責任者	フリガナ 氏 名	マツダ ユウキ 松田 祐喜	所属部署 役 職 名	事務局長
	所 在 地	〒060-0063 札幌市中央区南3条西10丁目1004番地3		
	T E L	011-223-3100	F A X	011-223-3110
	E - m a i l	matuda@hbs.ac.jp		